

証券コード 4412

2022年11月11日

株 主 各 位

東京都新宿区神楽坂四丁目1番地1
オザワビル7階
株式会社サイエンスアーツ
代表取締役社長 平岡 秀一

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年11月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 本館1階「クリスタルホール」
3. 目的事項
報告事項 第19期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.buddycom.net>) に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年11月29日（火曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年11月28日（月曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年11月28日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇株式会社 御中  
株主様名 議決権の数

| 議案    | 賛成 | 反対 | 棄権 |
|-------|----|----|----|
| 議案第1号 | 〇  | 〇  | 〇  |
| 議案第2号 | 〇  | 〇  | 〇  |
| 議案第3号 | 〇  | 〇  | 〇  |

〇〇〇株式会社  
〒100-0001 東京都千代田区〇〇〇〇  
TEL: 03-XXXX-XXXX FAX: 03-XXXX-XXXX

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年11月28日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに関して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話無料）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所定の変更を行うものであります。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第51条（剰余金の配当等の機関決定）を変更するとともに、現行定款第49条（期末配当金）及び現行定款第50条（中間配当金）を削除するものであります。

さらに、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</li> <li>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</li> </ol> |
| <p>第19条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                          | <p>第19条 (取締役の員数)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は、6名以内とする。</li> <li>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</li> </ol>                                                                          |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第20条（取締役の選任）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</li> <li>2. ～ 3. (条文省略)</li> </ol> <p>第21条（取締役の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (条文省略)</li> <li>2. <u>補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> </ol> <p>第22条（代表取締役等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。</li> <li>2. 取締役会は、代表取締役の中から社長を選任する。</li> <li>3. 取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。</li> </ol> | <p>第20条（取締役の選任）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></li> <li>2. ～ 3. (現行どおり)</li> </ol> <p>第21条（取締役の任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)<br/>(削除)</li> <li>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></li> <li>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></li> <li>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></li> </ol> <p>第22条（代表取締役等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会は、<u>監査等委員でない取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。</u></li> <li>2. 取締役会は、代表取締役の中から社長を選定する。</li> <li>3. 取締役会は、<u>監査等委員でない取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></li> </ol> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発送する。</li> <li>2. 取締役及び<u>監査役</u>の全員一致の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。</li> </ol> <p>第27条（取締役会の決議の省略）</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第28条（取締役会議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役及び<u>出席監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> | <p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発送する。</li> <li>2. 取締役の全員一致の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。</li> </ol> <p>第27条（取締役会の決議の省略）</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条（業務執行の決定の取締役への委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条（取締役会議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                           | 変更案                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第29条 (取締役会規程)<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                | <p>第30条 (取締役会規程)<br/>(現行どおり)</p>                                              |
| <p>第30条 (取締役の報酬等)<br/>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                             | <p>第31条 (取締役の報酬等)<br/>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> |
| <p>第31条 (取締役の責任免除)<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                              | <p>第32条 (取締役の責任免除)<br/>(現行どおり)</p>                                            |
| <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>                                                                                                                                    | <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>                                                      |
| <p>第32条 (監査役及び監査役会の設置)<br/>当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>                                                                                                         | <p>第33条 (監査等委員会の設置)<br/>当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>                              |
| <p>第33条 (監査役員の員数)<br/>当社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                                                     | <p>(削除)</p>                                                                   |
| <p>第34条 (監査役の選任)<br/>1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                        | <p>(削除)<br/><br/>(削除)</p>                                                     |
| <p>第35条 (監査役の任期)<br/>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削除)<br/><br/>(削除)</p>                                                     |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第36条（常勤の監査役）</u><br/>当社は、<u>監査役の互選によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第37条（監査役会の招集通知）</u><br/>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>第38条（監査役会の決議の方法）</u><br/>監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第39条（監査役会の議事録）</u><br/>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>第40条（監査役会規程）</u><br/>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p> <p><u>第41条（監査役の報酬等）</u><br/>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(削除)</p> <p><u>第34条（監査等委員会の招集通知）</u><br/>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>第35条（監査等委員会の決議の方法）</u><br/>監査等委員会の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第36条（監査等委員会の議事録）</u><br/>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>第37条（監査等委員会規程）</u><br/>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <p>第42条（監査役の責任免除）</p> <p>1. 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>                                     |
| <p>第6章 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                                                               | <p>第6章 会計監査人</p>                                            |
| <p>第43条（会計監査人の設置）<br/>（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>第38条（会計監査人の設置）<br/>（現行どおり）</p>                           |
| <p>第44条（会計監査人の選任）<br/>（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>第39条（会計監査人の選任）<br/>（現行どおり）</p>                           |
| <p>第45条（会計監査人の任期）<br/>（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>第40条（会計監査人の任期）<br/>（現行どおり）</p>                           |
| <p>第46条（会計監査人の報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                                                                      | <p>第41条（会計監査人の報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |
| <p>第47条（会計監査人の責任免除）<br/>（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                             | <p>第42条（会計監査人の責任免除）<br/>（現行どおり）</p>                         |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第7章 計算</p> <p>第48条（事業年度）<br/>（条文省略）</p> <p>第49条（期末配当金）<br/>当社は、株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>第50条（中間配当金）<br/>当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第51条（剰余金の配当等の機関決定）<br/>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。<br/><br/>（新設）</p> | <p>第7章 計算</p> <p>第43条（事業年度）<br/>（現行どおり）<br/><br/>（削除）<br/><br/><br/><br/>（削除）</p> <p>第44条（剰余金の配当等）<br/>1. 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。<br/>2. 当社は、毎年2月末日又は8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）をすることができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第52条（期末配当金等の除斥期間）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</li> <li>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</li> </ol> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p>第45条（配当金の除斥期間）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</li> <li>2. 未払の配当金には利息をつけない。</li> </ol> <p>附則</p> <p>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社は、第19回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</li> <li>2. 第19回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</li> </ol> <p>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第19回定時株主総会の決議による変更前の定款第14条はなお効力を有する。</li> <li>2. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                        | ひらおか ひでかず<br>平岡 秀一<br>(1961年8月14日生) | 1984年4月 日立西部ソフトウェア(株) (現(株)日立ソリューションズ) 入社<br>1996年1月 マイクロソフト(株) (現日本マイクロソフト(株)) 入社<br>2001年2月 (株)インスパイア 取締役<br>2001年2月 (株)インスパイア・ストラテジック・コンサルティング設立 代表取締役社長<br>2002年6月 (株)Plan・Do・See 取締役<br>2002年10月 日本駐車場開発(株) 監査役<br>2002年12月 (株)ヴァンテージ・コンサルティング設立 代表取締役社長<br>2003年9月 (株)シアンス・アール (現(株)サイエンスアーツ) 設立 代表取締役社長 (現任)<br>2004年10月 日本駐車場開発(株) 取締役 | 2,016,900株          |
| <p>〈取締役候補者とした理由〉<br/>平岡秀一氏は、当社の創業者として、企業経営・事業戦略等に関する豊富な知識と経験を有しており、創業以来代表取締役社長として当社の経営を指揮し、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。<br/>今日の当社を築き上げてきた候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のために発揮されるリーダーシップは、今後も当社の成長に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                    | 氏名(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                                                                                        | まつだたくや<br>松田拓也<br>(1981年5月2日生) | 2007年4月 (株)ゼファー入社<br>2011年12月 持田製薬(株)入社<br>2014年5月 (株)デザインワン・ジャパン入社<br>2016年11月 同社経理財務部部长<br>2018年6月 (株)シアンス・アール (現(株)サイエンスアーツ) 入社<br>2019年2月 当社管理本部長<br>2019年11月 当社取締役管理本部長 (現任) | 一株          |
| <p>〈取締役候補者とした理由〉<br/> 松田拓也氏は、2019年11月より取締役管理本部長を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、内部統制体制の強化等を推進いたしました。<br/> 今後もその経験や見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                |                                                                                                                                                                                   |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者平岡秀一氏は、当社の親会社等に該当いたしません。
3. 取締役候補者平岡秀一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社平岡秀一事務所が保有する株式数を含んでおります。
4. 「所有する当社の株式数」については、2022年8月31日現在の所有株式数を記載しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告29頁に記載のとおりであります。なお、平岡秀一氏及び松田拓也氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1<br>新任                                                                                                                                                                                                                | しま だ たか こ<br>島田 貴子<br>(1970年7月18日生)  | 1989年4月 住友重機械工業(株)入社<br>1990年11月 (株)土地再開発事業センター入社<br>1994年6月 (株)アールエイジ入社<br>2009年1月 同社管理本部取締役<br>2019年11月 当社監査役(現任)                                                                                                  | 一株                  |
| <p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉<br/>島田貴子氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な知見と経験を有しており、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な監査を期待して選任しております。<br/>当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                                      |                     |
| 2<br>新任                                                                                                                                                                                                                | なか がわ ひろ ゆき<br>中川 浩之<br>(1944年9月5日生) | 1968年4月 大阪商船三井船舶(株)(現(株)商船三井)入社<br>1997年6月 同社取締役財務部長<br>1999年6月 同社常務取締役<br>2000年6月 商船三井システムズ(株) 専務取締役<br>2001年4月 同社取締役社長<br>2002年6月 宇徳運輸(株)(現(株)宇徳) 専務取締役<br>2005年6月 同社代表取締役社長<br>2009年7月 同社顧問<br>2009年10月 当社取締役(現任) | 一株                  |
| <p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉<br/>中川浩之氏は、大手上場会社の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営に対する適切な助言を頂戴することを期待しております。<br/>当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>                       |                                      |                                                                                                                                                                                                                      |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3<br>新任                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | みつはしとおる<br>三ツ橋徹<br>(1970年1月17日生) | 1997年2月 司法書士和田宏幸事務所入所<br>1999年8月 司法書士指田事務所入所<br>2001年9月 三ツ橋司法書士事務所開設(現任)<br>2005年2月 ブレイズトラスト(株) 監査役(現任)<br>2007年9月 エンプレス(株) 監査役(現任)<br>2008年12月 (一財)プロセスマネジメント財団 評議員(現任)<br>2013年3月 総合保険サービス(株) 監査役(現任)<br>2013年7月 (株)IMSI 監査役(現任)<br>2016年1月 (一社)日本テレワーク経理支援機構外部理事(現任)<br>2016年8月 当社監査役(現任)<br>2018年7月 (株)KAGホールディングズ 取締役(現任) | 一株                  |
| <p>〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉<br/>           三ツ橋徹氏は、司法書士の資格を有しており、また、監査役として多くの知識と経験を積まれており、当社の業務執行体制について特に法的側面から適切な監査を期待しております。<br/>           当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。<br/>           なお、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                     |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は社外取締役候補者であります。
3. 中川浩之氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって13年1ヶ月となります。
4. 島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏が選任され就任した場合、各氏は独立役員として届け出る予定であります。
5. 島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏が選任され就任した場合も、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告29頁に記載のとおりであります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| まつだたくや<br>松田拓也<br>(1981年5月2日生)                                                                                                                                                                                  | 2007年4月 (株)ゼファー入社<br>2011年12月 持田製薬(株)入社<br>2014年5月 (株)デザインワン・ジャパン入社<br>2016年11月 同社経理財務部部长<br>2018年6月 (株)シアンス・アール (現(株)サイエンスアーツ)入社<br>2019年2月 当社管理本部長<br>2019年11月 当社取締役管理本部長 (現任) | 一株                  |
| <p>〈補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由〉<br/>松田拓也氏は、2019年11月より取締役管理本部長を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、内部統制体制の強化等を推進いたしました。かかる実績を踏まえ、当社の補欠の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用いただくことが期待できるものと考えております。</p> |                                                                                                                                                                                  |                     |

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、2003年9月18日開催の株主総会において年額100,000千円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等の事情を勘案したものであり、相当なものであると考えております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

以 上

# 事業報告

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み経済活動に回復の兆しが見えはじめましたが、急激な円安による為替相場の変動や、ロシア・ウクライナ情勢に起因する世界的な資源価格や燃料価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が事業展開する国内のソフトウェア市場におきましては、働き方改革や人手不足の解消などの課題解決に向けコミュニケーションの促進や業務の自動化・効率化につながるソフトウェアの導入が進み、2022年度は前年度比10.2%増の1兆8,643億円※1が見込まれております。また、机の前に座らない最前線で活躍するデスクレスワーカーが働く現場においては、法人向けモバイル通信端末市場の拡大、AIや画像認識等の精度向上、ウェアラブルカメラ等ハードウェアの開発と導入コストの低減、5Gの普及による映像等大容量データの活用など、様々な分野のイノベーションの発展に伴い、更なるDX化の拡大が期待されます。当社の提供するサービス「Buddycom」の国内における潜在市場規模については、約1,400億円と推計※2しております。当社は「世界中の人々を美しくつなげる」ことをミッションに掲げ、「デスクレスワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム」の新たな市場の創出を図りながら、開発・販売を行ってまいります。

このような経営環境のもと、当社の主力サービスであるBuddycomの開発及び販売に注力いたしました。売上高は順調に推移した一方、Buddycomの開発及び販売強化のための人員増加による人件費の増加、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う費用等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は659,988千円（前年同期比80.3%増）、営業利益は11,307千円（前年同期営業損失97,199千円）、経常利益は9,840千円（前年同期経常損失95,666千円）、当期純利益は9,006千円（前年同期当期純損失95,288千円）となりました。

※1 株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2022年版」(2022年8月)

※2 国内における全ての潜在顧客、デスクレスワーカーに導入された場合の、顧客による年間支出総金額。(日本のデスクレスワーカー人口(2022年5月の総務省統計局「令和3年 労働力調査年報」より当社推計)×ID当たりの平均年間課金額)

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(Buddycom事業)

Buddycom事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、営業活動が制限されたことや、オリンピック・パラリンピック開催期間の短期利用契約の解約等がありましたが、マーケティング強化による知名度の向上、代理店営業力の強化等により契約社数は増加し、Buddycom利用料につきましては、当事業年度末の契約社数は593社（前事業年度末400社）となりました。また、アミューズメント、鉄道、小売等で大口案件を受注したこと等により、ARR※は440,472千円（前事業年度末295,703千円（オリンピック・パラリンピック開催期間の短期利用契約分17,970千円を含んでおります。)) となりました。アクセサリー売上につきましては、大口顧客の購入等による購入率の向上、既存顧客の買い替えの発生等により想定を大きく上回ることとなりました。

以上の結果、当事業年度における、Buddycom利用料売上が346,759千円（前年同期比54.3%増）、アクセサリー売上が306,441千円（前年同期比133.2%増）となり、セグメント売上高は653,201千円（前年同期比83.5%増）、セグメント利益は6,149千円（前年同期セグメント損失103,611千円）となりました。

※ARR：Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のBuddycom利用料売上に12倍して算出。

(その他)

ALTIBASE事業を「その他」に含めております。ALTIBASE事業については、積極的には展開しない方針であり、当事業年度におけるその他の売上高は6,786千円（前年同期比31.7%減）となり、セグメント利益は5,157千円（前年同期比19.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社の当事業年度における設備投資総額は、18,462千円であります。その主なものは事務所増床に伴う建物附属設備等であります。

(3) 資金調達の状況

2021年11月24日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、自己株式の処分による売り出しにより、総額314,640千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は「世界中の人々を美しくつなげます」というミッションを掲げ、デスクレスワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム「Buddycom」を提供することにより、あらゆる業種で音声や動画を利用し現場の課題を解決することを目指しております。

当社の提供するBuddycomの利用企業数・ユーザー数は堅調に増加しておりますが、まだ増加の余地があり、更なる成長ペースの加速を志向しております。

このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

## ① 優秀な人材の確保と育成

当社は、更なる事業拡大と成長スピードの向上を実現していくうえで、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。そのため、採用体制の強化、教育・研修制度及び人事評価制度の拡充等の施策を進めてまいります。

## ② 技術力、製品力の向上

新規顧客の獲得及び既存顧客の満足度向上のため、技術面、サービス面において一層の向上が求められます。当社では、顧客のニーズに合ったBuddycomの新機能追加、イヤホンマイクやヘッドセット、ウェアラブルカメラといった様々なIoT機器との接続連携、エコパートナーが持つネットワークやソリューションとの連携等の開発体制の強化に努めてまいります。

## ③ 営業力の強化

当社の提供するBuddycomの利用企業数・ユーザー数の増加に伴い、Buddycom利用料売上も堅調に増加しておりますが、まだ増加の余地があり、更なる成長スピードの向上が必要であります。そのために、ブランディング・マーケティングを強化することによる知名度向上、販売代理店の戦略的活用等の推進による効率的な営業により、売上増加スピードの加速を目指してまいります。

## ④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                            | 第16期<br>(2019年8月期) | 第17期<br>(2020年8月期) | 第18期<br>(2021年8月期) | 第19期<br>(当事業年度)<br>(2022年8月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                          | 179,102千円          | 222,760千円          | 365,992千円          | 659,988千円                     |
| 経常利益又は経常損失 (△)                 | △95,238千円          | △92,373千円          | △95,666千円          | 9,840千円                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)               | △95,988千円          | △92,063千円          | △95,288千円          | 9,006千円                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) | △33.26 円           | △31.48 円           | △31.38 円           | 2.81 円                        |
| 総 資 産                          | 451,267千円          | 428,031千円          | 351,346千円          | 801,128千円                     |
| 純 資 産                          | 218,514千円          | 278,601千円          | 233,462千円          | 570,609千円                     |

(注) 1. 当社は、2021年8月11日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社代表取締役社長である平岡秀一は、当社の親会社等に該当しております。当社は、本店事務所の賃料等に係る債務保証を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(i) 取引に当たっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

(ii) 当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

債務の被保証につきましても保証料の支払いはなく、また、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公正性を確保することで少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

(iii) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事業         | 主要製品                                               |
|------------|----------------------------------------------------|
| Buddycom事業 | デスクレスワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム「Buddycom」の開発・販売 |

(8) 主要な営業所

| 名 称 | 所 在 地  |
|-----|--------|
| 本社  | 東京都新宿区 |

(9) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 29 名    | 7 名増   |

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年11月24日付で東京証券取引所マザーズ市場（市場区分の変更により現在はグロース市場）に株式上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,280,600株 (自己株式 75,400株を除く。)
- (3) 株主数 2,739名
- (4) 大株主

| 株 主 名               | 持 株 数                  | 持 株 比 率 |
|---------------------|------------------------|---------|
| 合同会社平岡秀一事務所         | 1,500,000 <sup>株</sup> | 45.72%  |
| 平 岡 秀 一             | 516,900                | 15.76   |
| auカブコム証券株式会社        | 153,300                | 4.67    |
| SocioFuture株式会社     | 66,600                 | 2.03    |
| JPE第2号株式会社          | 60,000                 | 1.83    |
| 株式会社プラネット           | 50,000                 | 1.52    |
| 横 道 克 己             | 36,000                 | 1.10    |
| 岡地証券株式会社            | 36,000                 | 1.10    |
| ツクイ・ケアテック投資事業有限責任組合 | 29,500                 | 0.90    |
| 東洋テック株式会社           | 29,500                 | 0.90    |

(注) 当社は、自己株式75,400株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2021年10月19日及び2021年11月1日の当社取締役会決議により処分した自己株式

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ① 処分した株式の種類及び数 | 普通株式 200,000株 |
| ② 処分価額の総額      | 314,640千円     |
| ③ 処分の目的        | 資金調達          |
| ④ 処分した日        | 2021年11月24日   |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称                     | 第3回新株予約権                   | 第5回新株予約権                    |
|------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数                | 200個                       | 310個                        |
| 保有人数                   |                            |                             |
| 取締役<br>(社外取締役を除く)      | 1名                         | 2名                          |
| 社外取締役                  | 0名                         | 1名                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 20,000株               | 普通株式 31,000株                |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                         | 無償                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1,500円                | 1株当たり1,700円                 |
| 新株予約権の行使期間             | 2020年12月26日<br>～2028年8月31日 | 2022年11月28日<br>～2030年11月27日 |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注)                        | (注)                         |

- (注) 1. 2021年8月11日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。  
2. 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位及び担当  | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                     |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平岡 秀一 | 代表取締役社長 |                                                                                                                                                              |
| 山田 芳春 | 取締役     | 営業本部長                                                                                                                                                        |
| 松田 拓也 | 取締役     | 管理本部長                                                                                                                                                        |
| 中川 浩之 | 取締役     |                                                                                                                                                              |
| 島田 貴子 | 常勤監査役   |                                                                                                                                                              |
| 三ツ橋 徹 | 監査役     | 三ツ橋司法書士事務所所長<br>ブレインストラスト株式会社監査役<br>エンプレス株式会社監査役<br>一般財団法人プロセスマネジメント財団評議員<br>総合保険サービス株式会社監査役<br>株式会社IMSI監査役<br>一般社団法人日本テレワーク経理支援機構外部理事<br>株式会社KAGホールディングズ取締役 |
| 新田 正実 | 監査役     | 新田公認会計士事務所代表<br>FWD富士生命保険株式会社監査役<br>日本電気株式会社監査役                                                                                                              |

- (注) 1. 取締役中川浩之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役島田貴子氏、三ツ橋徹氏及び新田正実氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役中川浩之氏、監査役島田貴子氏、三ツ橋徹氏及び新田正実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役島田貴子氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役新田正実氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 当事業年度中に辞任した取締役

| 氏名    | 辞任日        | 辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|---------------------|
| 横道 克己 | 2022年6月30日 | 技術本部長               |

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

取締役中川浩之氏、監査役島田貴子氏、三ツ橋徹氏、及び新田正実氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社の取締役監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。

なお、被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

## ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役の協議にて決定することとしております。

当社の役員報酬等に関しては、2003年9月18日開催の株主総会において取締役年間報酬総額の上限を100,000千円と決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）であります。また、監査役の年間報酬総額については、2019年11月28日開催の株主総会において上限を30,000千円と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

当事業年度における役員の報酬等の額の決定にあたっては、役員報酬に関する内規を定め、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とし、2021年11月29日開催の取締役会において、各取締役の個別報酬の支給額を決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

## ② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分             | 支給人数       | 報酬等の種類別の総額（千円）         |        |        | 計                      |
|------------------|------------|------------------------|--------|--------|------------------------|
|                  |            | 固定報酬                   | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 |                        |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 5名<br>（1名） | 61,365千円<br>（1,500千円）  | —      | —      | 61,365千円<br>（1,500千円）  |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3名<br>（3名） | 10,875千円<br>（10,875千円） | —      | —      | 10,875千円<br>（10,875千円） |
| 合計               | 8名         | 72,240千円               | —      | —      | 72,240千円               |

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名    | 兼職先                 | 兼職内容 | 当該他の法人との関係                        |
|-----|-------|---------------------|------|-----------------------------------|
| 監査役 | 三ツ橋 徹 | 三ツ橋司法書士事務所          | 所長   | 当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。 |
|     |       | ブレインストラスト株式会社       | 監査役  |                                   |
|     |       | エンプレス株式会社           | 監査役  |                                   |
|     |       | 一般財団法人プロセスマネジメント財団  | 評議員  |                                   |
|     |       | 総合保険サービス株式会社        | 監査役  |                                   |
|     |       | 株式会社IMSI            | 監査役  |                                   |
|     |       | 一般社団法人日本テレワーク経理支援機構 | 外部理事 |                                   |
|     |       | 株式会社KAGホールディングズ     | 取締役  |                                   |
| 監査役 | 新田 正実 | 新田公認会計士事務所          | 代表   | 当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。 |
|     |       | FWD富士生命保険株式会社       | 監査役  |                                   |
|     |       | 日本電気株式会社            | 監査役  |                                   |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況                                                                                    |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 中川 浩之 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、豊富な経営経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                              |
| 監査役 | 島田 貴子 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に上場会社の管理部門担当役員としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 三ツ橋 徹 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち12回に出席し、主に司法書士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。          |
| 監査役 | 新田 正実 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に会計士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。           |

③ 社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

取締役中川浩之氏は、大手上場会社の経営に携わり、企業経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営に対する適切な助言が期待されておりますが、取締役会において、それらの経験及び知見に基づき有用な助言等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                               | 報酬等の額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 24,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計 | 26,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当該会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性、報酬見積りの算出根拠等を総合的に勘案した結果、特に問題ないものとして、会社法第399条第1項に基づく同意をしております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新規上場に係るコンフォートレター作成業務及び新収益認識基準適用に関する助言業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定により、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で以下のとおり決議しております。

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「コンプライアンス管理規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行っております。
  - ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
  - ・ 監査役は、内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べております。
  - ・ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施しております。
  - ・ 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報規程」に基づき適切な運用を行っております。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制
  - ・ 取締役会議事録や稟議書をはじめとする、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
  - ・ 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができることとしております。
  - ・ 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理します。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行っております。
  - ・ リスク管理推進委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
  - ・ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えております。
  - ・ 役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施いたします。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。
  - ・ 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築することとしております。
  - ・ 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行

- することとしております。
- ・中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、「職務権限規程」等を定め、決裁権限及び責任を明確化し、適正な執行体制を構築することとしております。
  - ・当社における不適切な取引等を防ぐため、監査役会、会計監査人及び内部監査担当者が連携して監査体制を整備しております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が監査役の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任又は兼任の使用人を設置することとしております。
  - ・当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めております。
- ⑦ 当社の役職員が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告することとしております。
  - ・代表取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査役へ報告しております。
  - ・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めると及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。
  - ・監査役へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役社長、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
  - ・監査役がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社の業務内容に適合した組織構造を構築するとともに、財務報告に係る職務の分掌を明確化し、権限や職責の適切な分担を行っております。
  - ・「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、有効な内部統制の整備・運用・評価を実施し、財務報告の記載内容の適正性及び信頼性の向上を図っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除のための体制
- ・当社は、「反社会的勢力等排除規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢

力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。

- ・反社会的勢力との一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

## (2) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての運用状況の概要

当社は、上記の整備方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し運用しております。

- ① 取締役会において、取締役及び監査役全員の出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、中期経営計画及び利益計画（予算）を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。
- ② 監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役社長や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。
- ③ 内部監査担当は、内部監査計画に基づき、各部門の内部監査を実施するとともに、会社の業務執行について、社内規程等に従って適切に実施されているかどうかについての監査を行い、必要に応じて改善指示等を行うなど、より効果的かつ効率的な業務の実施に向けて活動しております。
- ④ リスク管理推進委員会では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、コンプライアンス推進委員会では、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引等に関する研修に加え、内部通報制度の開始・周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。
- ⑤ 管理本部は、反社会的勢力の排除を目的とした団体が主催するセミナーに参加し、その内容をフィードバック、周知徹底を図っております。また、同団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤の強化と事業の持続的な拡大・成長を目指していくために、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

# 貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>739,423</b> | <b>流動負債</b>     | <b>206,162</b> |
| 現金及び預金          | 663,911        | 買掛金             | 13,053         |
| 売掛金             | 35,445         | 未払金             | 21,705         |
| 商 品             | 28,883         | 未払費用            | 19,725         |
| 貯 蔵 品           | 17             | 未払法人税等          | 290            |
| 前払費用            | 11,166         | 未払消費税等          | 13,731         |
|                 |                | 預り金             | 1,887          |
|                 |                | 前受収益            | 135,768        |
| <b>固定資産</b>     | <b>61,704</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>24,356</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>30,479</b>  | 長期前受収益          | 17,097         |
| 建 物             | 19,134         | 繰延税金負債          | 832            |
| 車両運搬具           | 1,824          | 資産除去債務          | 6,426          |
| 工具器具備品          | 6,513          | <b>負債合計</b>     | <b>230,518</b> |
| 土 地             | 3,007          | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>31,225</b>  | <b>株 主 資 本</b>  | <b>570,609</b> |
| 投資有価証券          | 5,000          | 資 本 金           | 50,000         |
| 長期前払費用          | 11             | 資 本 剰 余 金       | 765,438        |
| 敷金及び保証金         | 26,178         | その他資本剰余金        | 765,438        |
| そ の 他           | 35             | 利 益 剰 余 金       | △240,570       |
|                 |                | その他利益剰余金        | △240,570       |
|                 |                | 繰越利益剰余金         | △240,570       |
|                 |                | 自 己 株 式         | △4,258         |
| <b>資産合計</b>     | <b>801,128</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>570,609</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>801,128</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 659,988 |
| 売 上 原 価               |       | 224,629 |
| 売 上 総 利 益             |       | 435,358 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 424,050 |
| 営 業 利 益               |       | 11,307  |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息               | 5     |         |
| 受 取 褒 賞 金             | 363   |         |
| 業 務 受 託 料             | 3,000 |         |
| そ の 他                 | 8     | 3,378   |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 株 式 交 付 費             | 4,353 |         |
| 為 替 差 損               | 492   | 4,845   |
| 経 常 利 益               |       | 9,840   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 9,840   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 290   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 544   | 834     |
| 当 期 純 利 益             |       | 9,006   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本   |          |         |                     |          |         |         | 純資産合計   |
|---------|--------|----------|---------|---------------------|----------|---------|---------|---------|
|         | 資本金    | 資本剰余金    |         | 利益剰余金               |          | 自己株式    | 株主資本合計  |         |
|         |        | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |         |         |         |
| 当期首残高   | 50,000 | 450,684  | 450,684 | △249,576            | △249,576 | △17,644 | 233,462 | 233,462 |
| 当期変動額   |        |          |         |                     |          |         |         |         |
| 当期純利益   |        |          |         | 9,006               | 9,006    |         | 9,006   | 9,006   |
| 自己株式の処分 |        | 314,754  | 314,754 |                     |          | 13,385  | 328,140 | 328,140 |
| 当期変動額合計 | —      | 314,754  | 314,754 | 9,006               | 9,006    | 13,385  | 337,146 | 337,146 |
| 当期末残高   | 50,000 | 765,438  | 765,438 | △240,570            | △240,570 | △4,258  | 570,609 | 570,609 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～15年

車両運搬具 4年

工具器具及び備品 3～10年

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) Buddycom利用料売上

Buddycomはデスクレスワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォームであり、インターネットを介したクラウドサービスであることを活かし、音声の他、画像や動画などのコンテンツのやり取りを可能とするコミュニケーションツールとして、サブスクリプション方式により販売しております。

Buddycom利用料売上はサービスの提供を行うことを履行義務としており、月額固定の利用料金は、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。

#### (2) アクセサリー売上

Buddycomは、スマホやタブレットなどの端末にアプリをインストールするだけで利用可能ですが、実際には多くの顧客は、イヤホンマイクやヘッドセットなどのアクセサリーを用いて利用しております。

アクセサリー売上は顧客に対する商品の販売であり、商品を納品することを履行義務としており、商品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益認識しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84条のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来に渡って適用することといたしました。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

## 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,135千円 |
|----------------|---------|

## 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,356,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 75,400株
3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 88,000株

## 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金 | 123,143千円 |
| 減価償却超過額   | 7,180 //  |
| 資産除去債務    | 2,223 //  |
| 一括償却資産    | 991 //    |
| その他       | 251 //    |

繰延税金資産小計 133,789千円

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △123,143 // |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △9,673 //   |

評価性引当額小計 △132,816 //

繰延税金資産合計 973千円

### 繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,805 // |
|-----------------|-----------|

繰延税金負債合計 △1,805千円

繰延税金負債の純額 △832千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入又は第三者割当増資）を調達しております。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門と管理部門が連携して、取引先毎に適切な与信管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として非上場株式であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、当事業年度末において残高はありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

|             | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券  |                  |            |            |
| その他有価証券     | —                | —          | —          |
| (2) 敷金及び保証金 | 26,178           | 25,950     | △228       |
| 資産計         | 26,178           | 25,950     | △228       |

（注）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。

（注1）市場価格のない株式等

| 区分     | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------------|
| 非上場株式等 | 5,000         |

これらについては、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 敷金及び保証金 | —            | —                   | 26,178               | —            |
| 合計      | —            | —                   | 26,178               | —            |

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ

属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

|         | 時価 (千円) |        |      |        |
|---------|---------|--------|------|--------|
|         | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 敷金及び保証金 | —       | 25,950 | —    | 25,950 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価に係るインプットの説明

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に敷金の回収予定時期を見積り、国債利回りを基に割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種 類          | 会社等の名称<br>又は<br>氏 名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合         | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                             | 取引金額<br>(注1) | 科 目 | 期末残高 |
|--------------|---------------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------------|--------------|-----|------|
| 役員及び<br>主要株主 | 平岡<br>秀一            | (被所有)<br>直接15.8%<br>間接45.7% | 債務被保証         | 不動産賃貸借<br>契約に対する<br>債務被保証<br>(注2) | 18,749       | —   | —    |

(注) 当社の本店事務所の賃料等に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には当事業年度の賃借料を記載しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |         | その他<br>(注) | 合計      |
|---------------|------------|---------|------------|---------|
|               | Buddycom事業 | 計       |            |         |
| Buddycom利用料売上 | 346,759    | 346,759 | －          | 346,759 |
| アクセサリ―売上      | 306,441    | 306,441 | －          | 306,441 |
| その他           | －          | －       | 6,786      | 6,786   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 653,201    | 653,201 | 6,786      | 659,988 |
| その他の収益        | －          | －       | －          | －       |
| 外部顧客への売上高     | 653,201    | 653,201 | 6,786      | 659,988 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ALTIBASE事業であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 期首残高   | 期末残高    |
|---------------|--------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 46,392 | 35,445  |
| 契約負債          | 64,883 | 152,866 |

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に含まれております。

契約負債は、主に顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益について、期首時点で契約負債残高に含まれていた金額は63,482千円です。

当事業年度の契約負債残高の重要な変動は、前受収益の受取による増加312,857千円、収益認識による減少224,874千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当事業年度   |
|------|---------|
| 1年以内 | 135,768 |
| 1年超  | 17,097  |
| 合計   | 152,866 |

1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 173円93銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 2円81銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年10月14日開催の取締役会の決議に基づき、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

### (1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

2022年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

#### ② 分割により増加する株式数

|                |             |
|----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数  | 3,356,000株  |
| 株式分割により増加する株式数 | 3,356,000株  |
| 株式分割後の発行済株式総数  | 6,712,000株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 24,000,000株 |

#### ③ 株式分割の日程

|        |             |
|--------|-------------|
| 基準日公告日 | 2022年11月11日 |
| 基準日    | 2022年11月30日 |
| 効力発生日  | 2022年12月1日  |

#### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

|                               | 前事業年度<br>(自 2020年9月1日<br>至 2021年8月31日) | 当事業年度<br>(自 2021年9月1日<br>至 2022年8月31日) |
|-------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額                     | 38円35銭                                 | 86円97銭                                 |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△) | △15円69銭                                | 1円40銭                                  |

## ⑤ 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2022年12月1日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

| 新株予約権の名称 | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|---------|---------|
| 第3回新株予約権 | 1,500円  | 750円    |
| 第4回新株予約権 | 1,500円  | 750円    |
| 第5回新株予約権 | 1,700円  | 850円    |
| 第6回新株予約権 | 1,700円  | 850円    |

## ⑥ 資本金の額の変更

今回の株式分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

## (3) 定款の一部変更について

## ① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、当社の定款第5条を変更し、発行可能株式総数を変更するものです。

なお、定款の変更の効力発生日は2022年12月1日となります。

## ② 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 変更前                                               | 変更後                                               |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 第5条（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>1200</u> 万株とする。 | 第5条（発行可能株式総数）<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>2400</u> 万株とする。 |

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

株式会社サイエンスアーツ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 堀 一 英  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 裕 之  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイエンスアーツの2021年9月1日から2022年8月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5項イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められませんでした。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月27日

株式会社サイエンスアーツ 監査役会  
常勤社外監査役 島田 貴子  
社外監査役 三ツ橋 徹  
社外監査役 新田 正実

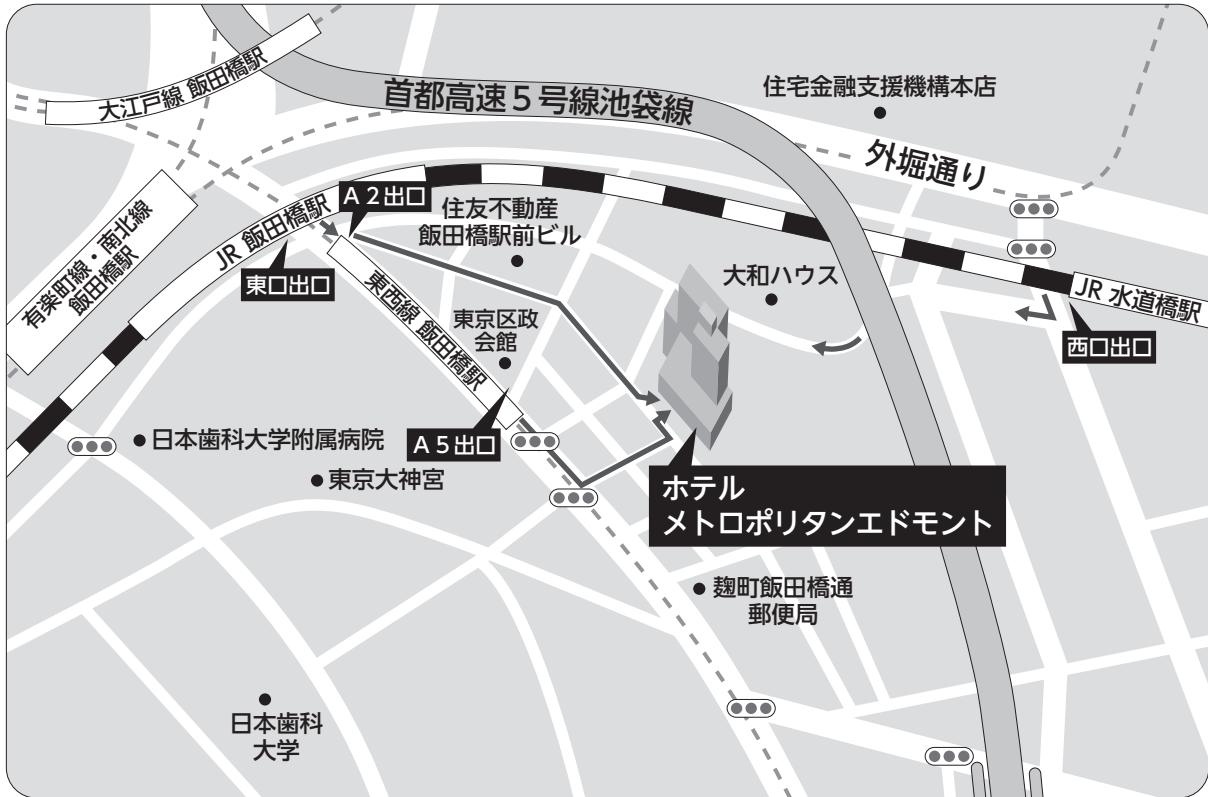
以上

## 第19回定時株主総会会場ご案内図

会 場 〒102-8130 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号  
ホテルメトロポリタンエドモント 本館1階「クリスタルホール」

電 話 03-3237-1111 (代表)

交 通 ・ JR飯田橋駅東口 / JR水道橋駅西口より徒歩約5分  
・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約2分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。